

手続きチェックシート

転入

(他市町村 → 印西市)

転入届

住み始めた日から14日以内に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・前の住所地で発行された「**転出証明書**」
(マイナンバーカードをお持ちの方には原則発行されません)
- ・**窓口に来られた方が、ご本人であると確認できる書類** (右記参照)
- ・お持ちの方は「**マイナンバーカード**」
- ・外国人の方は「**在留カード**」又は「**特別永住者証明書**」
- ・**委任状** (同一世帯以外の方が届出をする場合)

関連する手続きは
下記にあります

必要書類がそろわない手続きは、
後日あらためて来庁いただく場合があります。

印西市に引越しされた方へ

本庁舎1階
市民課窓口へ



印西市 公式
LINE
友だち募集中！



暮らしに役立つ
情報をお届けしています。
ぜひ、友だち
追加をお願いします。



忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認を行います。
本人確認書類の提示をお願いします。

1点で
本人確認
できるもの

<官公署が発行した顔写真付きで、ご本人
が確認できるもの。免許証、許可証など>



運転免許証



マイナンバーカード

その他、

- ・パスポート ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

2点で
本人確認
できるもの

- ・資格確認書
- ・介護保険証・年金手帳・年金証書
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

- ① 代理人として来られた方について本人確認をします。
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との
関係などを委任状により確認させていただきます。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる
方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

転入

に関連する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当てはまる手続きをご自身でご確認してください。

⇒オンライン申請可

⇒市HP案内詳細

【★】マークのある手続きは、各支所・出張所で
受付できます
【◇】マークのある手続きは、一部、受付が
できない施設があります

下記に当てはまる方は世帯にいますか？		手続き	該当 ✓	必要なもの	受付場所・窓口		受付済 ✓
住所	マイナンバーカードをお持ちの方（海外からの転入を含む）	マイナンバーカードの住所の変更		(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・交付時に設定した暗証番号	本庁舎 1 階	市民課	◇
	海外から転入又はマイナンバーカードの券面が満欄で早急にマイナンバーカードの発行を希望される方	マイナンバーカードの特急発行 ※約一週間後、カードが書留で届きます。（混雑状況によって日数が前後します）		(お持ちの方) ・マイナンバーカード ※原則本人来庁			◇
	在留カード又は特別永住者証明書、いずれかをお持ちの方	カードの住所の変更		(お持ちの方) ・在留カード ・特別永住者証明書			◇
	海外から転入する方	帰国後は転入届が必要です		・転入する方全員のパスポート ※パスポートで帰国日がわからない場合は航空券も持参してください ・印西市に初めて転入される場合は戸籍謄本及び戸籍の附票			★
	印鑑登録が必要な方	印鑑登録		・顔写真付き本人確認書類 ・登録する印鑑 ※原則本人来庁			★
国民健康保険・年金	国民健康保険に加入する方				本庁舎 1 階	国保年金課	
	→ 69 歳までの方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書・資格情報のお知らせの交付					★
	→ 70 歳から 74 歳までの方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書・資格情報のお知らせの交付		(お持ちの方) ・負担区分等証明書			★
	→ 転入日よりあとに、 勤務先の健康保険の資格が切れた方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書・資格情報のお知らせの交付		・勤務先の健康保険の資格喪失証明書			★
	→ 各種認定証が必要な方 (病院での支払が一定金額までになる証明書)	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 の申請		・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証			◇
	75 歳以上の方、又は 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	・75 歳以上の方は手続き不要 ・75 歳未満の方は資格取得・変更手続き (どちらも資格確認書等は後日郵送)		(65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入中の方) ・障害の等級がわかるもの			★
	→ 千葉県外から転入した方	(お持ちの方) ・負担区分の確認		(お持ちの方) ・負担区分等証明書			★
	→ 各種認定証が必要な方 (病院での支払が一定金額までになる証明書)	・任意記載事項が併記された資格確認書 ・特定疾病療養受療証 の申請		・本人確認書類 ・前住所地で交付された特定疾病療養受療証 ※県内から転入した方で、記載する任意記載事項を変更しない場合は申請不要			◇
	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の口座振替を希望する方	口座振替の申請		・本人確認書類 ・キャッシュカード			◇
	年金を受給中の方 日本年金機構に送付先設定を行っている方など	手続き不要 (日本年金機構に送付先設定を行っている方で変更を希望する場合は日本年金機構へ)		日本年金機構へお問い合わせ下さい	日本年金機構 船橋年金事務所 047-424-8811		
国民年金未加入の方 厚生年金喪失、又は配偶者扶養解除後に国民年金未加入の方	国民年金の加入		・本人確認書類 ・退職日、若しくは扶養解除日が確認できる書類 ・基礎年金番号、又はマイナンバーが確認できる書類	本庁舎 1 階	国保年金課	◇	
海外から転入の方	国民年金の加入		・本人確認書類 ・基礎年金番号、又はマイナンバーを確認できる書類			◇	
介護	65 歳以上の方	・介護保険の加入（住民異動届を行うことにより必要な届出がされたものとみなし、保険証等を交付します。窓口に来庁しない場合は、後日保険証を郵送します。） ・要介護認定等申請（前住所地における要介護認定等の引継ぎを希望する場合に必要です。異動日から 14 日以内）		・介護保険受給資格証明書（前住所地で発行を受けた場合）	本庁舎 1 階	高齢者福祉課	◇
	40 歳から 65 歳未満の方で、 前の住所地で要介護認定を受けていた方	・介護保険の加入（住民異動届を行うことにより必要な届出がされたものとみなします） ・要介護認定等申請（前住所地における要介護認定等の引継ぎを希望する場合に必要です。異動日から 14 日以内）		・介護保険受給資格証明書（前住所地で発行を受けた場合）			◇

転入

に関連する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当てはまる手続きをご自身でご確認してください。



⇒オンライン申請可



⇒市HP案内詳細

[★]マークのある手続きは、各支所・出張所で受付できます
[◇]マークのある手続きは、一部、受付ができない施設があります

下記に当てはまる方は世帯にいますか？		手続き	該当	必要なもの	受付場所・窓口		受付済
障がい	障害者手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更		・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など※千葉県外・千葉市からの転入の方(身体障害者手帳以外)は・マイナンバーの分かるもの・写真(縦4cm×横3cm)1枚	本庁舎1階	障がい福祉課	◇
	重度心身障害者医療費助成受給券を持っていた方	重度心身障害者医療費助成の申請		・健康保険のわかるもの(写し可) ・障害者手帳(身障・療育・精神) ・振込先口座のわかるもの			◇
	障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別障害者手当を受給している方	市外転入		・障害者手帳(所持者のみ) ・受給者名義の通帳、又はキャッシュカード ・受給者のマイナンバーが分かるもの			◇
	特別児童扶養手当を受給していた方	特別児童扶養手当の相談・申請		窓口でご相談ください			◇
	自立支援医療を受けていた方（更生医療・育成医療）	受給者証等の住所変更 ※千葉県外・千葉市からの転入の場合は窓口でご相談ください。		・健康保険のわかるもの(写し可。同一保険加入者全員分のものが必要となります。) ・身体障害者手帳(更生医療の場合) ・医師意見書(所定の様式のものに限る。) ※千葉県外・千葉市からの転入の際に限り必要となります。 ・マイナンバーの分かるもの ・お持ちの更生医療・育成医療の受給者証			◇
	自立支援医療を受けていた方（精神通院）			・自立支援医療(精神通院医療)受給者証 ・個人番号(マイナンバー)のわかるもの ・健康保険のわかるもの			◇
	(他市区町村で)障害福祉サービス受給者証を交付されている方で、引き続き印西市でサービスの利用を希望する方	サービス支給申請		・支給申請書 ・世帯状況・収入等申告書 ・情報提供同意書			◇
	(他市区町村で)児童通所受給者証を交付されている方で、引き続き印西市でサービスの利用を希望する方	サービス支給申請		・障害児通所給付費支給申請書 ・情報提供同意書			◇
千葉県発行の「特定医療費（指定難病）受給者証」「特定疾患医療受給者証」「小児慢性特定疾患医療受給者証」「先天性血液凝固因子障害等受給者証」のいずれかをお持ちの方	特定疾患見舞金の申請		・左記いずれかの受給者証 ・振込先口座のわかるもの	★			
こども	小学生・中学生のお子さまがいる方	入学通知書の交付			本庁舎 4 階	学務課	★
		転校手続き ※交付された入学通知書どおり転校する方は、転校先の学校で手続き ※その他の場合は学務課まで		前の学校で発行された ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書 (学校に提出)	各学校	学務課	—
	小中学生のお子さまがいて、経済的な事情がある方	就学援助の相談・申請 ※学校、受付窓口もしくはHPで申請書を入手し、必要事項を記入し、当該学校へ提出してください		・申請書(学校、受付窓口、HP) ・マイナンバーカード、又は通知カード(全員分) ・保護者の本人確認書類 ※令和8年4月より「マイナンバーカード、又は通知カード」及び「保護者の本人確認書類」は不要	各学校	学務課	—
	0歳～高校生年代（18歳到達年度まで）のお子さまがいる方	児童手当の申請 ※前の自治体での転出予定日の翌日から15日以内に申請をしてください ※申請者が公務員の場合は勤務先にお問い合わせください ※必要なものが揃っていないくても窓口へお越しください		・窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類 ・申請者名義の振込先が分かるもの ・申請者、配偶者、児童および大学生年代の子等のマイナンバーカード、又は通知カード	本庁舎別館 1 階	子育て支援課	◇
		子ども医療費助成の申請		・子どもの健康保険の資格情報が確認できるもの			◇
	ひとり親家庭等で18歳到達年度まで（一定の障害を持つ場合は20歳未満）のお子さまがいる方	・児童扶養手当 ・ひとり親家庭等医療費等助成の申請		※受付窓口でご相談ください			◇
	妊娠中の方	妊婦健康診査受診票の交付		・母子健康手帳 ・前住所地の母子健康手帳別冊 ・妊婦ご自身の本人確認書類	コスモスパレット パレットⅡ 2 階	こども家庭センター (子ども家庭課) 0476-33-4706	◇
	初産婦（妊娠6～8か月頃）の方とその配偶者の方	べいびー入門のご案内		※お問い合わせください		こども家庭センター (子ども家庭課) 0476-33-4762	◇
	0歳～就学前のお子さまがいる方	乳幼児健康診査実施状況届の提出 ※郵送またはオンラインでも提出できます。		・乳幼児健康診査実施状況届 ・母子健康手帳			—
	保育施設等の利用を希望する方	保育所（園）の入園相談		※受付窓口でご相談ください	本庁舎別館 1 階	保育幼稚園課	◇
19歳以下のお子さまがいる方	予防接種実施状況届の提出 ※郵送またはオンラインでも提出できます。		・【転入者用】予防接種実施状況届 ・母子健康手帳	コスモスパレット パレットⅡ 2 階	総合保健センター (健康増進課) 0476-33-3785	—	
税・料金	上下水道を使用する方	使用開始申込み		※お住まいの地区により、受付窓口が異なります 市ホームページをご覧ください また、井戸をご使用の方は、市下水道課（0476-33-4696）までお問合せください	第一環境係（市営水道） 0476-42-8201 県水お客様センター（県営水道） 0570-001-245 長門川水道企業団 0476-33-7718 下水道課 0476-33-4696		
	海外から転入される方で納税管理人を定めている方	納税管理人の解任		納税義務者の本人確認書類	本庁舎 2 階	課税課	—
	125cc以下の原付バイク、小型特殊自動車を所有している方	登録申告（軽自動車税（種別割））		(他市のナンバープレートが付いている場合) ・転出した市区町村のナンバープレート ・標識交付証明書 ・本人確認書類 (他市のナンバープレートが付いていない場合) ・廃車申告受付書（廃車証明書） ・本人確認書類			◇
	軽自動車（三輪・四輪）を所有している方	※軽自動車検査協会でご相談ください					軽自動車検査協会 千葉事務所習志野支所 050-3816-3115
	125ccを超えるバイクを所有している方	※千葉運輸支局でご相談ください			千葉運輸支局習志野自動車検査登録事務所 050-5540-2024		
その他	19歳以上の方	各種健(検)診の申込み		※左記の二次元バーコードよりお申し込みください 健（検）診専用ダイヤルからも申込み可能です	コスモスパレット パレットⅡ 2 階 健康増進課 総合保健センター	健(検)診専用ダイヤル 0476-33-3795 (平日9時～17時)	—
	犬を飼っている方	住所変更手続き 【マイクロチップを装着した犬】 環境省データベースでの変更の手続き 【マイクロチップを装着していない犬】 窓口手続き		【マイクロチップを装着していない犬】 ・転入前に登録していた市区町村の鑑札	本庁舎 2 階	環境保全課	—
	ごみの出し方のご案内	資源物とごみの分け方 出し方・各地区の収集曜日		※お住まいの地区により、ごみを出す日が異なります	本庁舎 2 階	クリーン推進課	—
	粗大ごみの処分が必要な方	収集の申込み		※事前の予約が必要です	粗大ごみ収集事務所 0476-80-8686		

印西市

〒270-1396

印西市大森2364番地2

開庁時間 午前9時 ～ 午後4時30分

(土曜・日曜・休日、年末年始[12/29～1/3]の開庁日はお休みです)

土曜日に開庁している市民課業務取扱窓口については、右の二次元コードよりご確認ください。

印西市公式ウェブサイト <https://www.city.inzai.lg.jp/>

2026.2.1現在